

日野市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日野市が所有する飼い主のいない猫対策用捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の目的)

第2条 飼い主のいない猫に不妊手術を施す場合にのみ、貸出すものとする。

(貸出対象)

第3条 捕獲器の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる予定のある日野市民
- (2) 日野市地域猫活動支援ボランティア団体登録取扱要領に基づいて登録されたボランティア団体の構成員

(貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、1回の申請につき原則として14日以内とし、返却日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

(貸出の申請)

第5条 捕獲器の貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、「日野市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）」を市長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を確認し適正であると認めるときは、貸出すものとする。

(貸出状況の記録)

第7条 市長は、捕獲器の貸出を決定した者（以下「借用者」という。）を捕獲器の管理者として、台帳に記録するとともに、捕獲器の貸出を不決定とした者についても、不決定とした理由と合わせて台帳に記録しておかなければならない。

(費用負担等)

第8条 捕獲器の貸出にかかる費用は、無料とする。また、運搬等にかかる費用は借用者の負担とし、運搬は、借用者の責任のもと、行うものとする。

(損害補償)

第9条 借用者は、捕獲器の善良な管理者の注意をもって使用するとともに、周辺住民の同意、了解のもと事故のないように努めなければならない。借用者は、捕獲器の使用、他者又は他者の財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(紛失・破損)

第10条 借用者は、借用中の捕獲器を紛失又は破損した時は、原状に復する責を負う。ただし、これが困難な場合は、市長と借用人双方の協議により、これと異なる方法によることができる。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項については、市長と借用人は誠意をもって協議するものとする。

付則

この要領は、令和3年4月23日から適用するものとする。

別記様式（第4条関係）

飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出申請書

年 月 日

日野市長 宛て

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

飼い主のいない猫の不妊手術を行うために、猫捕獲器を借り受けたいので、日野市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出要領第2条の規定により、下記の事項全てについて同意・確認の上申請します。

記

同意事項	
捕獲器は不妊手術のための猫の捕獲以外には使用しません。 ※ 市内に生息する飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊現場等で特に市長が認めた場合	<input type="checkbox"/>
捕獲器の設置に必要な器具は申請者の負担とします。	<input type="checkbox"/>
捕獲器を設置する場所の管理者等の許可を得ます。	<input type="checkbox"/>
他の者及び財産に損害等を与えないよう責任を持って捕獲器を管理使用し、トラブルについての損害責任は、すべて申請者の責任とします。また、発生したトラブルの対応については、誠意をもって対応します。	<input type="checkbox"/>
捕獲目的以外の動物を誤って捕獲した時は、直ちに放獣します。	<input type="checkbox"/>
捕獲器を毀損又は滅失した場合は、申請者が責任をもって借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償します。	<input type="checkbox"/>
他の者に再貸与しません。	<input type="checkbox"/>
返却期限を厳守します。	<input type="checkbox"/>
捕獲器を清掃及び消毒し、借り受けた時と同程度の状態で返却します。	<input type="checkbox"/>
確認事項	
猫を遺棄することは、法律で禁止されています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。	<input type="checkbox"/>
猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）。	<input type="checkbox"/>

貸出期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 上記貸出期間最終日の午後5時15分までに返却すること。